

平成30年7月13日

出雲市議会議長様

会派名 _____
代表者氏名 福代秀洋 

視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	平成30年7月16日～平成30年7月18日（3日間）	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4	以下のセミナーを受講するため ・地方創生と地方議会のあり方
	名古屋都市センター 名古屋市中区金山町一丁目1番1号	以下のセミナーを受講するため ・議員・議会活動の基本を学ぶ
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙） 開催概要（別紙）	



平成30年12月22日

出雲市議会議長様

会派名

代表者氏名

福代秀洋



視察研修について（報告）

のことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	平成30年7月16日～平成30年7月18日（3日間）	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4	以下のセミナーを受講するため ・地方創生と地方議会のあり方
	名古屋都市センター 名古屋市中区金山町一丁目1番1号	以下のセミナーを受講するため ・議員・議会活動の基本を学ぶ
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



観察研修行程表

(平成30年7月16日～18日 福代秀洋)

月日		時間	時間	備考
7月16日	自宅～広島空港移動	12:00	～ 16:00	自家用車
	広島空港～羽田空港移動	16:45	～ 18:10	JAL262
	羽田空港～ホテル移動	18:30	～ 19:00	モノレール、地下鉄
	ホテル到着・宿泊	19:00	～	都市センター・ホテル
	ホテル～セミナーカンファレンス会場移動	9:00	～ 9:50	地下鉄
	地方議會議員セミナー受講	10:00	～ 17:00	アットビジネスセンター・池袋駅前別館
7月17日	セミナーカンファレンス会場～名古屋移動	17:20	～ 19:41	地下鉄、のぞみ121号
	ホテル到着・宿泊	20:00	～	名鉄イン名古屋駅新幹線口
	ホテル～セミナーカンファレンス会場移動	9:00	～ 9:50	JR中央本線
	地方議會議員セミナー受講	10:00	～ 17:00	名古屋都市センター
	セミナーカンファレンス会場～三原移動	17:15	～ 19:53	JR中央本線、のぞみ117号、こだま755号
	三原～広島空港移動	20:20	～ 20:58	リムジンバス
7月18日	広島空港～出雲市移動	21:00	～ 0:00	自家用車
	☆災害により伯備線が不通のため、帰りのやくも号が利用できない。広島空港発の飛行機利用とし、自家用車で行き、空港に車を置くことにした。			

(所 感)

7月17日 午前10時より地方議員セミナーを受講する。テーマは「地方創生と地方議会のあり方」で、講師は中央大学名誉教授の佐々木信夫氏である。様々な論点から、地方自治体や、国の現状をわかりやすく教えていただいた。内容を以下に示す。

まず初めに、浜松市の記事の紹介がある。浜松市は人口80万人から60万人に減少すると想定しており、行政区を7区から2区へ、再編しようと検討している。行政区が財政負担となっておりサービスを維持するためである。この再編により年間10億円を縮減できるとしている。

この人口減少社会に対応するため、廃県置州を行うべきである。明治4年、戸籍を把握するために47万1千の大区、小区が作られた。明治22年、再編され1万5千の市町村制度となる。明治の大合併は、農業が主体であった時代、小学校単位、800人程度で再編される。昭和の大合併は、中学校単位、8000人程度で再編された。平成の大合併では3232から1718に市町村が再編された。今、府県体制を終わらせ、広域行政を再構築し、廃藩置州という政治革命的変革を行うべきである。江戸時代、日本の人口は1千万人で安定していた。明治が始まって20年で3千5百万人であった。人口予測は2100年で8000万人から5千万人、経済成長のため人口を増やす必要はない。経済の規模が維持できれば成長しなくとも良い。

第32次地方制度調査会が始まる。2040年高齢化がピークを迎える、高齢化率36パーセントとなる。このときの地方自治体の姿として、スマート自治体で職員数を半分にしていく必要がある。1718の市町村では、フルセットのサービスを維持することは難しい。

今の基礎自治体の議会制度の成り立ちは、知事の諮問機関であった県議会が原型で、定数はプロシアにならった。戦後はこれを追認している。定数報酬はルールがない。地方自治法203条により、日額から月額になり、特別職の報酬審議会で示されている。通常3年に1度くらいずつ行われている。だいたい県80万円、市40万円、町村20万円ほどである。

小規模町村議会のあり方について、地方制度調査会で検討されている。議員のなり手がいない。以前あった西尾私案は、日の目を見なかったが、1万人以下の自治体を2級とする考えは、総務省の中で生きている。生活給を保証する3から5人の議員で議会を構成するやり方や無報酬の手法などが考えられる。

国会議員の歳費は国家公務員の最高額を下回らないように定められている。2400万から1700万が、800人の指定職の給与であるので、2400万円である。ただし、国の政策に関わる人と、そうではない採決要員が100人いる。採決要員の報酬は考えるべき。

市議会議員21000名、町村13000人、県、国をあわせて4万人足らずの人が、日本の意思決定者で

ある。

日本のGDP 500兆円とすると公で解決すべきことはその3分の1で、残りの3分の2は民（個人・企業）で解決できる。公の160兆円のうち、国が60兆、県が50兆、市が50兆円である。公の意思決定は、政治的メカニズムで行われ、民の意思決定は市場メカニズムで行われる。

憲法92条において、団体自治と住民自治の保証がうたわれている。団体自治は、意思決定者として議会、公法人において、この意思決定は他から支配されない。住民自治は、有権者として、意思決定にあまねく多くの住民が関わる。

議会は住民が本来やることを代わりに実施しており、①決定者②監視者③提案者④集約者としての役割がある。二元代表制の偽りの部分として、予算の編成権、提案権が議会に無いことがある。市長は提案はできるが決定は出来ない。また条例を本気でやるなら、法制局を作らないとだめ。近年、議会選出監査委員制度が肯定している。次に国、県でまとめて行う共同監査に移っていく可能性がある。これは地方自治の本旨に反する。

国の姿を中央・地方の関係からタイプ分けをすると、戦前の日本は中央集権で帰属分離の国だった。戦後帰属融合の国となつたが、中央集権の考えは残された。国は機関委任事務制度において県、市町村の仕事の80パーセントを握っていた。地方の議会は機関委任事務に対する権限を持たず、80パーセントはスルーしていた。

中央集権の価値は①統一性②公平性③国の指導力であり、地方分権の良さは①多様化②問題処理の迅速化③参画である。

民の割合が3分の2であるので、住民の目線は民間で、公にも民間に近いことを求めてくる。分権化により公も民間に似てくる。

2000年以降、日本の統治システムは、機関委任事務の廃止により、地方自治体は、8割の固有事務を持つようになった。また、議会には10割の決定権がある。しかしながら、補助金による支配がある。法的な分権改革は行われたが、税財源の分権改革は行われなかつた。また、個別法の改正が行われていない。

地方時自体においては、今100兆円の予算を決定することになっているが、政策をどうしていくのかが重要。政策の過程は①設定②立案③決定④実行⑤評価であり、①②③がPLAN、④がDO、⑤がCHECKである。以前はPは国、Dは地方、責任は両方にあった。2000年以降は、Pも地方という理屈になつた。

その主体は、①設定は政、②立案は行政、③決定は政、④実行は行政、⑤評価は政である。

政策の作り方は、①あるべき姿（期待値、充足値、限界値）の設定、②現状の分析、③②を①にする

ための問題課題の整理、④手法の決定である。手法は①権力的手段（法、条例など）、②経済的誘因、③情報提供（P R、誘導）、④直接供給（あくまでも補完的）があり、これらの組み合わせてギャップを満たす。

評価は $1 L + 3 E$ (Legalit y (合法性)、Economy (経済性)、Efficiency (効率性)、Effectiveness (有効性)) である。経済性は一定の効果を得るためにどれだけ安くできたか、効率性は、一定の予算でどれだけ効果が得られるか、有効性は住民が満足しているかで評価する。

国、地方ともどうすれば時代に合う統治の仕組みになるのか、大改革は不可避で、すべての市町村を均霑化することは不可能。これ間だの自治の原則より均衡の原則を重視した政策から、分権国家により地方自立へ、均衡の原則より自治の原則へ軸足を移す。地方自治体の格差が問題となる。

政府は希望出生率 1.8 を希望しているが、これは難しい。増田さんのモデルは当たると思う。現在 20 歳から 39 歳の女性 3 分の 2 の出産数 1.8 人、3 分の 1 の出産数は 0 人で、全体として 1.43 であるが、これを 1.8 にするためには、現在出産数 1.8 人の 3 分の 2 の女性が 2.8 人生むか、0 人の 3 分の 1 の女性が 1.8 人生むかである。これは難しい。

人口問題は、絶対数より地域的アンバランスの方が問題である。過疎、過密の対策として、現在までハードインフラ（①高速道路、②高速鉄道、③ジェット空港、④情報網）整備を進めてきた。しかし、ソフトインフラ・高次中枢機能（①政治、②行政、③経済、④教育、⑤文化、⑥情報（マスコミ）の対策は進めなかった。この結果ストロング効果が働いている。

東京の国際的地位は低下している。老いる東京、高齢化が進み日本を支えられない。

基礎自治体をどうしていくのかは、政令市、中核市、特例市などを核に連携中枢都市圏を構築していくことが必要。50 から 60 の仕事を一緒にやっていく。職員数は国が 65 万人、都道府県が 160 万人、市町村が 140 万人であるが、職員数が多い県の仕事は少ない。府県制度は空洞化し、やる気がなくなる。県と市町村の連携がうまくできるのか？

セミナー修了後、新幹線で名古屋に移動し 7 月 18 日、名古屋都市センタービルにおいて「議員・議会活動の基本を学ぶ」と題し、廣瀬和彦氏のセミナーを受ける。議員としての義務、権利などについて、法的根拠を示しながら、解説していただいた。議会事務局に任せっきりになっていることが多いこのような事案であるが、議員にある程度その知識が無いといけないと感じた。また、このようなことを理解していない議員が多い議会では、正しい議会運営が滞り、結果として市政運営に悪影響が出ると思う。多くの議員を対象とした勉強の機会を設けることも必要だと思う。内容を以下に示す。

議員とは

①住民の代表

- ・特定の住民・団体の代表ではない

②地方公共団体全体に対する奉仕者

- ・バッジをつけると人が変わるので、謙虚な気持ちを持つように

議員としての役割、責務は

①議会基本条例に書いてある

- ・本会議や委員会だけが議員の役割ではない

- ・二元代表制における議会の意義

②住民の全体の代表として住民の生の声を拾う

③中立、公平な立場で、議員間での討議を行って、少数者の意見を尊重した上で評決を行う

④政治倫理、住民の範となる行動をとる

災害時における議員としての役割は

①避難所の運営支援や在宅避難者の情報やニーズの把握につとめ、地域のリーダーとして活躍する。

②個々での災害対策本部への対応を控え、議会において災害対策会議等を立ち上げ情報を集約する。

③視察対応

④要望活動

議員が有する権利は

①動議の提出権

②質疑、質問、討論等の発言権

- ・発言自由の原則がある

③表決権

・国会とは違い地方議会では無記名評決が必要だと思う。地縁があるなどで考え方と違う投票をする場合がある。

④議長選挙等を行う際の選挙権

⑤評決に際しての投票方法等の要求権

⑥異議申立て権

⑦事件等の撤回権

この他に会議外の権利として臨時会の開催請求権などがある。議案の提出権で法 112 条に団体意思決定議案、規則に機関意思決定議案があり、議会を拘束できる。また報酬、費用弁償、期末手当の受給権がある。費用弁償をなくす議会があるので注意が必要。期末手当は任意である。

議会の権限

議会の権限には、議決権、選挙権、監視権、意思表明権、自律権などがある。議決権は議会の本來的かつ中心的な権限であるが、その権限の及ぶ範囲は限られている。

条例と規則

法の範囲内で条例を制定できるが、法は解釈できる。

条例の提案権

議員の有する権利は限られている。執行機関の組織や予算に密接に関わる条例などの提案権は首長のみが持つ。

条例の法的限界

横出し、上乗せ条例などがある。

罰金と過料

警察との調整が必要。

条例の議決に対する長の再議

法 176 条の 1 項、4 項で規定されている。1 項は 10 日以内、4 項はいつでも再議にかけられる。4 項は義務規定。

議決に要しない事項

議決に要しない事項を採決しても何の効力も無い。

公の施設

重要な公の施設については、その決め方、基準がない。

分析

議会は追認機関でしかないという現実が、計量分析上明らかである。

全体的に

議会改革は見かけ上という結果となっている。改革は、議員がプロにならないと。

議員の資質の向上、政策立案能力、監督能力の向上。

法 96 条 2 項

議会の地位の向上と議会の機能の強化。

議長の立候補制

所信表明について、気をつけないと違法な手続きの場合がある。

法 180 条 2 項

先決委任

法 98 条 1 項

検閲検査権。

監査請求権

議会には、実地調査権はあるが、実地検査権はないので、監査請求権を使う。

調査権

100 条は補助的権限。100 条調査を行っても結論が出ないことが多い。

議員の調査権は法的に認められたものではない。

意見書の提出権

県議会への意見書の提出はできない。

実現可能性のないことを採択することはさける。

一般質問

事前通告と実際の質問日が開きすぎるのは状況が変化するため良くない。

住民の意見を鵜呑みにしての質問、先進地のことをそのままやれという質問も良くない。

以上

セミナー修了後、新幹線、バス、自家用車で帰宅した。

平成30年7月13日

出雲市議会議長様

会派名

代表者氏名

福代秀洋



視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	平成30年7月19日～平成30年7月21日（3日間）	
	アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4	以下のセミナーを受講するため ・政策立案力レベルアップ講座
2. 観察研修先 及び観察研修 目的		
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙） 開催概要（別紙）	



平成30年12月22日

出雲市議会議長様

会派名 _____

代表者氏名 福代秀洋 

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	平成30年7月19日～平成30年7月21日（3日間）	
	アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4	以下のセミナーを受講するため ・政策立案力レベルアップ講座
2. 観察研修先 及び観察研修 目的		
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



視察研修行程表

(平成30年7月19日～21日 福代秀洋)

月日		時間	時間	備考
7月19日	出雲空港～羽田空港移動	12:20	～ 13:45	JAL280
	羽田空港～ホテル移動	14:00	～ 15:00	モノレール、地下鉄
	ホテル到着・宿泊	17:30	～	第一イン池袋
	ホテル～セミナー会場移動	9:40	～ 9:50	地下鉄
7月20日	地方議會議員セミナー受講	10:00	～ 17:00	アツトビジネスセンター池袋駅前別館
	ホテル到着・宿泊	17:10	～	第一イン池袋
7月21日	ホテル～羽田空港移動	9:00	～ 9:50	JR、京急
	羽田空港～出雲空港移動	10:20	～ 11:40	JAL279

(所 感)

政策条例つくりのヒント集と題して、吉田利宏氏のセミナーを受講した。政策立案と条例制定、執行部との関係など、分かりやすく教授していただいた。内容は以下のとおりである。

議会は議員と議会事務局が車の両輪である。

国はボトムアップ型、自治体はトップダウン型である。よく言えば、自治体の職員はまじめであるが、政治との距離を置き、訓練がされていない。深入りしない。ただ一人首長が政治家だとしてとらえている。政策法務部門が遠い。原課発の政策が積極的に出にくい。政策的な条例は少なく、必要なもののみ。執行部側からは多く出されているが、実は、国からのもの、法の改正などに伴うものが多い。条例自体も磐石ではない。市長の関心事だけで進んでいる場合がある。議会として入り口から確認する必要がある。総合計画での位置付けがあるのか？前の首長がやってきたことをことさらにつぶそうとする傾向があり、これは市全体としてよいことではなく、無駄。議会としてチェックをすべき。

作らされている、作りましたという条例、その自治体らしさがないものが多い。条例にメリハリがない、アクセントをつけていくことが必要。たとえば、がん対策条例。自治体ごとにガンに特徴があるはず。

条例の修正や、継続審査を行うことも必要。

議員提案による条例

議員提案のパターン、委員会提案にした方が良いのではないか。パブリックコメントは、議員提案のものは対象外である。しかしパブリックコメントは大きなチャンス。市民への議会のアピールにもなる。議員や、会派のPRに利用されるのではと心配してやめるのはデメリットが多い。

長の予算の調整権について、はっきりとして基準はなく、力関係で決まっている。自治法222条は議会には適用されないが配慮する必要がある。

議会で作るのにふさわしい条例はあるのか。

議会による条例制定は隙間産業。飲酒運転撲滅、自転車安全利用などの条例、横須賀市の観光基本条例、いろいろな部署に絡み司令塔がない分野などを狙って取り組む。議会が力を持ってくると、執行部とがっぷり四つでやりたがるが、執行部には勝てない。

政策サイクルをまわそうとしているのかという視点は重要。住民を基点として、しっぱなしをやめどう改善したかを示し、次につなげる努力が必要だ。伊達市議会や大阪市議会では、採択された請願の処理状況をウェブサイト上で市民に公開している。

執行部は慣性の法則。動きにくくとまりににくい。議会は押したり、とめたりしてステージを挙げてやる。

住民の要望や声があがったとき、政策立案につながる聞き方がある。どうしてほしいかだけではなく、どんな問題があるのか、どんなことが起きているのかにじっくり耳を傾ける。大切なことは、問題をあぶりだすこと。執行部に求めできないときに条例をつくるべき。条例を作るというのはよっぽどのとき。

委員会で条例を検討し作るやり方が、スムーズに行くことがある。会津若松市議会では、政策検討会議を全員で組織し、委員会を分科会としている。

議会図書館の強化や専門家の利用、大学図書館との連携、公立図書館との連携などが条例制定に有効。

午後からは、議会のチャレンジとして太田雅幸氏のセミナーを受けた。地方議会のローメーカーとしての役割や、フロントランナーとなった条例などを講義していただいた。内容は以下のとおりである。

代議制の意義

権力を付託されることにより個だけではなく全体、今だけでなく未来を考えディスカッションして判断できる。ギリシャアテネでは直接民主制が行われていたが、スムーズに進むための事前の準備がされていた。

集中専門性、多数参画性がある。

立法者（ローメーカー）とは首長が提案した条例案を審議可決することにとどまらず、自ら政策課題を発見し、課題への対処を企画し、制度を設計、条例案を提案するもの。議会には立法者の役割があり。フロントランナーの役割を果たした条例もある。空家対策条例や危険ドラッグ防止条例など、法制定や改正につながった。

この後事例紹介や演習が行われた。

平成 31 年 3 月 27 日

出雲市議会議長 様

会派名 _____

代表者氏名 福代秀洋 

視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	平成 31 年 3 月 29 日 (1 日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	WTC コンファレンスセンタ ー 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号世界貿易センタービル	以下のセミナーを受講するため ・災害時における議会・議員の役割と取り組み（東京法令出版株式会社実施）
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



平成31年 3月31日

出雲市議会議長様

会派名 _____

代表者氏名 _____ 福代秀洋 (印)

視察研修について（報告）

のことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	平成31年3月29日 (1日間)	
2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的	WTC コンファレンス センター 東京都港区浜松町2丁 目4番1号世界貿易セ ンタービル	以下のセミナーを受講するため ・災害時における議会・議員の役割と取り 組み（東京法令出版株式会社実施）
3. 参 加 者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添 付 書 類	1. 行程表 2. 報告書 3.	



視察研修行程表

1. 日程

平成 31 年 3 月 29 日 (1 日間)

2. 観察研修場所

WTC コンファレンスセンター

東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号世界貿易センタービル

3. 観察研修内容

セミナーの受講 (災害時における議会・議員の役割と取り組み)

4. 行程表

平成 31 年 3 月 29 日

- ・ 12:00まで議長公務 (日本ソフトボール協会)
- ・ 14:00～16:30 セミナー受講
- ・ 宿泊 (アルカディア市ヶ谷)

平成 31 年 3 月 30 日

- ・ 10:30から議長公務 (東京出雲ふるさと会)

(所 感)

3月29日朝、出雲空港からJAL便で上京、午前中、日本ソフトボール協会を訪問し、ソフトボール女子日本代表チームの出雲市合宿について、3月議会で予算が可決された報告と出雲合宿決定の御礼、今後の準備の進め方についての意見交換を行った。その後タクシーにて浜松町に移動し午後2時からセミナーを受講した。

セミナーは「災害時における議会・議員の役割と取り組み」と題して鍵屋一氏が講師となり、法制度上の位置付けと先進事例、災害前、災害時の議会・議員の取組み、災害対応ルール化の事例と解説という副題で行われることになっていた。

午後から受講したが、午前中のセミナー「自治体の防災減災マネジメント」の内容が終わっていなかつたようで、その残りの説明からスタートした。福祉施設の事業継続計画（BCP）の策定状況やその問題点について、大災害時の学校の消防防災計画の有効性について、東日本大震災や熊本地震の例を挙げながら、災害時に状況に応じて臨機応変かつ的確に行動できる人材を育てることが重要であることを強調された。その後AARなど具体的な手法についても紹介があった。

その後、ワールドカフェ方式で、受講者同士が話し合いをしながら、災害時の議会・議員の役割について、知見を共有する時間となった。まず、東日本大震災時の松島市の議長や議員の体験談を読み、そこから課題・対策を抽出した。その後、3から4人のグループを作り、抽出した事案を選別し、話し合いを行った。さらに、メンバーを入れ替えその話し合いを継続した後、元のグループで対策をまとめるという作業であった。問題として挙げられたことは、緊急時の議長の権限や議員の行動がどうあるべきか、また議会としての意思決定をどう行えばよいかなどでした。さまざまな意見が出され、参考になりました。高い知見から、指導をしていただけたと思っていましたが、議員同士による話し合いがメインになっていたのは残念でした。

セミナー終了後、翌日の東京出雲ふるさと会に参加するため、市ヶ谷に移動し、宿泊した。